

2019年度 新潟みずほ福祉会（本部）事業計画

1 法人の基本理念

- ・利用者一人ひとりの尊厳を守り、人権の保障に努めます。
- ・利用者の視点に立ち、安心して利用できる、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ・地域に親しまれる、安定した福祉の拠点作りと、豊かな社会福祉の実現に努めます。

2 法人の運営方針

- (1) 社会福祉資源の創出や次世代を担うマンパワー育成等に努めます。
- (2) 広報紙の発行、ホームページ等を活用し、情報の開示に努めます。
- (3) エネルギーの効率化等を工夫し、地球環境にやさしい運営に努めます。

3 本部の役割

- (1) 法令を遵守し、法人運営を統括します。
- (2) 適正な経営の合理化、効率化に努めます。
- (3) 適正な労務管理、職員の資質向上に努めます。

4 本部の運営方針

- (1) 内部統制体制の強化・法令遵守に努めます。
 - ① 内部監査に係る管理機能を強化することを目的に「内部監査室」を新設
 - ② 規程集等の整備、周知
 - ③ 障がい者雇用の推進
- (2) 働き方改革への対応定着に努めます。
 - ① 社会保険労務士との顧問契約
 - ② 業務効率化の推進
- (3) 人材確保、人材育成に努めます。
 - ① インターンシップの導入
 - ② 法人研修のさらなる充実 (研修計画 別紙)
- (4) 中・長期計画の実践と見直しに努めます。
 - ① 「総合支援センター」に新しい拠点づくりに向けた準備を行う
 - ② 新中長期計画策定のため企画室を新設し、三園の建替えに向けて検討する
- (5) 各種補助金等の活用

5 主な日程

- (1) 理事会
 - ① 2019年5月下旬 ② 9月下旬 ③ 12月中旬 ④ 2020年3月下旬

※ 2019年6月中旬 役員・評議員懇親会 於:新潟グランドホテル
- (2) 評議員会
 - ① 2019年6月中旬

※ 同日:役員・評議員懇親会 於:新潟グランドホテル
- (3) 監事監査
 - ① 2019年5月中旬
- (4) 行 事:「みずほ福祉会まつり」 2019年9月29日(日)

6 社会福祉施設の経営

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ① 障害者支援施設
ア 新潟みずほ園:施設入所支援(定員50名)、生活介護(定員60名)
所在地:新潟市西区小見郷屋107番地2(敷地面積10,006.42㎡)

- イ みのり園：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員60名）
所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積16,362.69㎡）
- ウ 第2みずほ園：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員60名）
所在地：新潟市西区小見郷屋58番地4（敷地面積8,500.66㎡）

(2) 第二種社会福祉事業

① 短期入所事業

新潟みずほ園（定員3名）、みのり園（定員4名）、第2みずほ園（定員3名）

② 就労継続支援事業・自立訓練事業：工房はたや

就労継続支援事業（定員24名）・自立訓練事業（定員6名）

所在地：新潟市西蒲区旗屋311番地

③ 共同生活援助事業：樅の木

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番25号

ア もみじ（定員4名）

所在地：新潟市西蒲区曾根459番地

イ あじさい（定員5名）

所在地：新潟市西蒲区鱈167番地4

ウ ケアホームみずき野壺番館（定員7名）

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番25号（敷地面積899.85㎡）

エ ケアホームみずき野式番館（定員5名）

所在地：新潟市西区みずき野2丁目8番28号（敷地面積504.35㎡）

オ さくら壺番館（定員6名）

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

カ さくら式番館（定員6名）

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

キ さくら参番館（定員6名） 2019年4月開設

所在地：新潟市西区藤野木51番地（敷地面積652.55㎡）

④ 指定計画相談支援事業・指定障がい児相談支援事業・一般相談支援事業

障がい者（児）生活支援センターわあ〜らく

所在地：新潟市西蒲区旗屋311番地

※ 新潟市より新潟市障がい者基幹相談支援センター西の代表法人受託（3名出向）

⑤ 地域活動支援センターⅢ型事業

西川まちなかさろん：定員15名

所在地：新潟市西蒲区曾根223

⑥ 居宅介護事業・同行援護事業・行動援護事業・移動支援事業

みっと

所在地：新潟市西区小見郷屋58番地4

7 社会貢献活動

- (1) にいがたセーフティーネット事業への参画
- (2) 講師派遣（小学校・中学・大学等、各種福祉機関研修）
- (3) 課外授業受入れ（地域保育園、小学校等）
- (4) 地域福祉団体への委員就任
- (5) 施設開放、地域行事協賛等

法人研修計画

月	内 容	対象者	会 場	講師・協力機関
4	法人カリキュラム	新採用職員	第2みずほ園 研修室	管理者・サビ管
4	安全運転講習	全職員	各事業所 (職員会議時)	外部講師 (車両保険会社)
5	車椅子操作・移乗 腰痛予防	全職員	みのり園体育館	作業療法士
5	コミュニケーション技法	若手職員 (～5年)	第2みずほ園 研修室	外部講師(未定)
6	コンプライアンス	全職員	第2みずほ園 研修室	執行部
6	救急法(AED)	全職員	みのり園体育館	外部講師 (消防署 or 日赤)
6	救急法(AED)	全職員	みのり園体育館	外外部講師 (消防署 or 日赤)
7	運営・経営 (資金の流れ)	中堅職員 (5～10年)	第2みずほ園 研修室	総務部長・課長
7	虐待防止・身体拘束	若手職員 (～5年)	第2みずほ園 研修室	法人職員 (主任)
8	法制度の動向	全職員	第2みずほ園 研修室	管理者
8	メンタルヘルス orモチベーション	中堅職員 (5～10年)	第2みずほ園 研修室	外部講師(未定)
9	オムツの当て方	若手職員 (～5年)	第2みずほ園 研修室	外部講師 (大王製紙)
9	人材育成・人材確保 (グループワーク)	全職員	第2みずほ園 研修室	法人研修委員会
10	安全運転講習	管理職 (補佐以上)	第2みずほ園 研修室	外部講師 (車両保険会社)
11	リーダーシップ (グループワーク)	ベテラン職員 (10年～)	第2みずほ園 研修室	法人研修委員会
12	働きやすい職場づくり	全職員	第2みずほ園 研修室	外部講師(未定)

2019年度 新潟みずほ圏 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分6～43名、区分5～7名 区分4～1名 平均区分：5.8

予想利用率：施設入所支援98%、生活介護97%、短期入所90%

加算：夜間職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、医師配置加算、人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算、常勤看護職員等配置加算、リハビリテーション加算、食事提供体制加算、延長支援体制加算、送迎体制加算、短期利用加算、栄養士配置加算

職員数：（男17名、女26名 常勤換算数41.1） 平均年齢36.4歳

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障害者に対し、主に昼間において、入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会を提供する
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障害者に対し、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的実施する
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（支援計画作成・見直し時期～6か月ごと：年2回）
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙1）
 - ア 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努める
 - イ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努める
 - ウ 日本歯科大学新潟病院の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施し、口腔衛生に努める
- (4) 行事 行事計画（別紙2）

地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施する

- ⑤ 機能訓練 機能訓練計画（別紙3）
医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がい予防に努める（リハビリテーション実施計画書作成・見直し時期～3か月ごと：年4回）

- ⑥ 食事
ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努める（栄養ケア計画作成時期・見直し時期～3か月ごと：年4回）
イ 食事形態及び治療食など、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努める
ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努める
エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努める

- ⑦ 防災・安全対策 防災計画（別紙4）

- ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄する
ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行う
エ 「火災一斉メールシステム」を活用する
オ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努める

- ⑧ 所持金の管理

「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努める。

- ⑨ 施設環境整備

- ア 居室エアコン入替リース 16台 336,000円
イ ベッド入替リース 畳ベッドから低床1台、超低床3台 348,000円

- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
(5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
① ボランティアを計画的に受入れる
③ 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れる
③ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
④ 地域行事等に参加し交流を深める
(6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。

- ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する

職員研修実施計画（別紙5）

- ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する
③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図る
④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図る
(7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
家族、成年後見人等との情報交換に努める

(別紙1)

保健衛生計画

月	保健行事	実施項目	備考
4	内科検診・尿検査(利用者) 腸内細菌検査(全職員)	衣類の調整	・害虫駆除
5	胸部レントゲン(利用者) 健康診断(全職員)		
6	歯科検診(利用者)		
7	耳鼻科検診(利用者) 夏の健康管理	室温調整 園内清掃	・害虫駆除 ・水分を十分に摂る
8	夏の健康管理		
9	基本健診(利用者)		
10	内科検診・尿検査(利用者) 腸内細菌検査(全職員)	うがい、手洗いの励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防
11	インフルエンザ予防接種 (利用者、職員)		
12	冬の健康管理 健康診断(夜勤業務従事者)		
1	冬の健康管理	うがい、手洗いの励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 園内清掃	・インフルエンザ 風邪予防 ・ノロウイルス予防
2	冬の健康管理		
3	冬の健康管理		
備考	・在宅診療チームによる歯科検診(毎週1回) 歯科診療室 ・バイタルチェック(体重測定、血圧測定) 毎月1回 ・歯磨きの励行に努める ・腰痛予防に努める		

(別紙2)

行事計画

月	行 事 名		
	上 旬	中 旬	下 旬
4			
5			
6			
7		下越地区オセロ交流会 (県身協)	
8			夕涼み会
9			みずほ福祉会まつり 29日(日)当番：第2みずほ園
10	下越地区スポーツ交流会 (県身協)	中野小屋地区親子三代 ふれあい会	
11			
12			利用者忘年会
1		利用者新年会	
2	笠木小学校交流会		
3			

※施設の行事の際は、飲酒も取り入れた献立を提供。

※還暦、喜寿を迎える方を、誕生月に本人の希望を取り入れた献立でお祝いする。

※次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

- ・5月5日(日) 端午の節句 ・7月7日(日) 七夕 ・7月27日(土) 土用丑の日
- ・9月1日(日) 防災の日(非常食) ・9月16日(月) 敬老の日
- ・9月23日(月) 秋彼岸 ・12月22日(日) 冬至
- ・12月24日(火) クリスマスイヴ ・12月31日(火) 大晦日
- ・1月1日(水) 元旦 ・1月7日(火) 七草 ・2月3日(月) 節分
- ・3月3日(火) 桃の節句 ・3月20日(金) 春彼岸

(別紙3)

機能訓練計画

疾患別	主な訓練内容
脳性麻痺 (孔脳症)	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・臥位、座位時のポジショニング
知的障害	・行動分析法 ・認知機能訓練 ・コミュニケーション訓練
脳血管障害 頭部外傷	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練 ・歩行訓練
ダウン症	・立ち上がり訓練 ・歩行訓練 ・筋力訓練
低酸素脳症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立位、歩行訓練
小頭症	・関節可動域訓練 ・臥位、車椅子座位でのポジショニング
<整形疾患> ・脊髄損傷(頸髄損傷) ・頸椎性脊髄症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
<遺伝性疾患> ・テトラヒドロビオプテン欠損症 ・筋ジストロフィー ・レックリングハウゼン症候群	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練
<神経変性疾患> ・SCD (脊髄小脳変性症) ・パーキンソン症候群	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
廃用性筋萎縮	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
多発性硬化症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
HHE症候群 (てんかん)	・関節可動域訓練 ・筋力維持訓練
<精神疾患> ・うつ病 ・統合失調症	・リラクゼーション訓練 ・創作活動訓練

※機能に合わせたADL訓練(環境設定)を実施

※全体的に高齢となっており、認知症の予防訓練も必要に応じて実施(個別・集団にて対応)

※補装具・日常生活用具の検討、公費助成申請手続き

※咀嚼・嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔・嚥下体操を実施

(別紙4)

防災計画

月	訓練種別	内 容
4	防災研修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行う。
5	消防団との合同 夜間想定避難訓練	新潟市消防団西方面隊中野小屋分団に立ち合いを要請し、夜間出火想定避難誘導訓練の実施と、消防団による放水訓練の見学を行う。終了後、消防団との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
6	通報・連絡訓練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消火器訓練	業者に依頼し消火器の使用法の指導受け、水消火器を使用した訓練を実施する。
8	放水訓練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水害想定避難訓練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
10	防災研修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行う。
11	消防署との総合避難訓練	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避難誘導訓練を実施する。終了後、消防署員との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
12	通報・連絡訓練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
1	防災研修	防災に関する映像を上映し、防災意識の向上に努める。
2	地震想定避難訓練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
3	防災研修	防災に関する映像を上映し、防災意識の向上に努める。
備考		<ul style="list-style-type: none">・毎月1回防災委員会開催。・各園の応援研修(避難経路や応援時の対応を学ぶ)・必要に応じ追加訓練を行う。

(別紙5)

職 員 研 修 実 施 計 画

1 施設内研修

区 分	実施時期	研 修 内 容	対 象 職 員
新任研修 法人合同研修 法人内部研修	4月1日～3日 年1回 随時	法人理念、倫理綱領等 職員研修（専門知識・技術研修） 法人の共通テーマ等	全新採用職員 全職員 全職員
内部研修	随時	専門知識・技術研修・復命研修	全職員

2 施設外研修

主催別	区 分	研 修 会 名	対 象 職 員
県または 県社協主催 のもの	現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修 ・中堅職員基礎研修 ・中堅職員専門研修 ・指導的職員研修 ・職場研修担当者研修会 ・理事長、施設長会議 ・事務職員研修 ・給食関係職員研修 ・看護職員研修 ・課題別研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務経験2年未満処遇職員 ・職務経験2年以上処遇職員 ・職務経験5年以上処遇職員 ・主任、係長、事務長役職 ・職場研修担当者 ・理事長、施設長 ・施設事務職員 ・管理栄養士 ・施設看護職員 ・施設職員等
福祉協会 等のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ・第43回全国身体障害者施設協議会研究大会 ・第40回関東・甲信越地区身体障害者施設職員研修大会 ・新潟県身体障害者施設協議会職員研修会 	全職員

3 その他の研修

区 分	期 日	内 容	対象職員
自主研修	適 時	・専門職員に関する全国または地方規模の研修会、講習会、学会等に参加希望があった時、その職務遂行上有効と認められた場合参加させる	全職員 (若干名)
技能講習等	主催者側で 定めた日	防火管理者講習会 危険物取扱講習会 交通安全管理者講習会	全職員 (若干名)

2019年度 みのり園 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分6～38名、区分5～7名、区分4～5名 平均区分：5.6
予想利用率：施設入所支援96%・生活介護98%・短期入所98%

加算：夜勤職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、重度障害者支援個人加算
栄養マネジメント加算、療養食加算、送迎加算、食事提供体制加算、人員配置体制加算、福祉専門職員配置加算、リハビリテーション加算、短期利用加算、
栄養士配置加算、処遇改善加算

職員数：（男17名、女24名 常勤換算数40.2名） 平均年齢35.6歳

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定める者につき、主に昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を提供します。
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障がい者につき、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を提供します。
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図ります。
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的実施します。
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴します。
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努めます（支援計画作成、見直し～6か月毎、年2回）
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努めます。
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙1）
 - ア 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努めます。
 - イ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努めます。
 - ウ 日本歯科大学新潟病院の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施し、口腔衛生に努めます。
 - ④ 「福祉サービス第三者評価」の結果を踏まえ、改善を検討します。
 - ⑤ 行事 行事計画（別紙2）
地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施します。

- ⑥ 音楽療法の導入、アールブリュット活動へ参画をし、活動の充実化を図ります。
- ⑦ 機能訓練 機能訓練計画（別紙 3）
 医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がいの予防に努めます（リハビリテーション実施計画書作成、見直し～3か月毎、年4回）
- ⑧ 食事
 ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努めます（栄養ケア計画作成、見直し～3か月毎、年4回）
 イ 食事形態及び治療食等、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努めます
 ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努めます
 エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努めます
- ⑨ 防災・安全対策 防災計画（別紙 4）
 ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行います
 イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄します
 ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行います
 エ 「火災一斉メールシステム」を活用します
 オ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努めます
- ⑩ 所持金の管理
 「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努めます。
- ⑪ 施設環境整備
 ア 厨房ライスロボ・冷凍冷蔵庫（以上リース）・シンク入替 897,120 円
 イ 男女棟トイレ改修 2,700,000 円
 ウ 居室エアコンクリーニング 580,800 円
 エ 体育館屋根改修 1,257,120 円
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
 「新潟市地域生活支援拠点等事業」と連携し、緊急短期入所を受入れます
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
 ① ボランティアを計画的に受入れます
 ② 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れます
 ③ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
 ④ 地域行事等に参加し交流を深める
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。
 ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進します
職員研修実施計画（別紙 5）
 ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進します
 ③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスケアを図ります
 ④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図ります
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
 家族、成年後見人等との情報交換に努めます

(別紙1)

保健衛生計画

月	保健行事	実施項目	備考
4		<きれいに歯を磨こう> ・歯磨き介助、言葉かけ	・園周り清掃 ・寝具交換 ・寝具日光消毒 ・ダニ駆除 (バルサン実施)
5	採血、胸部レントゲン (利用者) 健康診断(全職員)	<便秘を防ごう> ・便秘体操、腹部マッサージの実施 <衣替え>	
6	耳鼻科検診(利用者)		
7	前立腺がん検査(対象者)	<脱水症・熱中症に気をつけよう> ・水分補給を適切に行う	・害虫駆除 ・園周り清掃 ・食事摂取状況観察 (食事形態見直し)
8	大腸がん検診(40歳以上) 職員腸内細菌検査	<便秘を防ごう> ・便秘体操、腹部マッサージの実施 <皮膚トラブルを防ごう>	
9	利用者基本健診 (全利用者・グループホーム利用者)	・清潔、身だしなみの援助 <誤嚥を防ごう> ・嚥下体操、口腔マッサージ実施	
10	歯科検診(利用者)	<衣替え> <施設内感染を防ごう>	・網戸洗い ・園周り清掃 ・感染予防対策準備 ・室温調整、加湿 ・室内換気 ・居室清掃
11	インフルエンザ予防接種 内科検診(利用者)	・風邪、インフルエンザ、ノロウイルス予防	
12	健康診断(夜勤従事職員)	・うがい、手洗いの言葉かけ、励行 ・感染予防対策研修<皮膚トラブルを防ごう>	
1		・清潔、身だしなみの援助	
2		<便秘を防ごう> ・便秘体操、腹部マッサージの実施	
3			
備考		・在宅診療チームによる歯科診療(毎週1回)新潟みずほ園内歯科診療室 ・皮膚科往診(毎月1回)風間皮膚科兼子医師診察 ・バイタルチェック(体重測定、検温、血圧測定)毎月1回 ・11月～4月は連日検温	

(別紙2)

行事計画

月	上旬	中旬	下旬
4		観桜会	
5			
6			レクリエーション交流会
7	七夕まつり		
8			納涼花火大会
9			みずほ福祉会まつり
10		中野小屋地区 親子三代ふれあい会	
11			
12			クリスマス忘年会
1	新年会		
2	節分		
3	ひなまつり		

・お好みメニュー（希望献立）～月1回

・誕生会～月1回

※ 行事食等：次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

・5月5日（日）端午の節句 ・7月7日（日）七夕 ・7月20日（土）土用丑の日

・9月1日（日）防災の日(非常食) ・9月23日（月）秋彼岸

・12月22日（日）冬至 ・12月24日（火）クリスマスイヴ

・12月31日（火）大晦日 ・1月1日（水）元旦 ・1月7日（火）七草

・2月3日（月）節分 ・3月3日（火）桃の節句 ・3月20日（金）春彼岸

(別紙3)

機能訓練計画

疾患別	主な訓練内容
知的障害（精神遅滞）	・行動分析療法 ・運動機能、認知機能、コミュニケーション、
自閉症	・行動分析療法 ・感覚統合療法 ・運動機能、認知機能、コミュニケーション、
ダウン症	・立ち上がり、歩行訓練 ・筋力増強訓練
脳性麻痺	・関節可動域訓練 ・筋緊張や不随意運動により、短縮した筋のストレッチ ・筋力増強訓練 ・姿勢保持訓練 ・立ち上がり、歩行訓練
頭部外傷後遺症 低酸素脳症	・関節可動域訓練 ・筋力増強訓練 ・姿勢保持訓練 ・立ち上がり、歩行訓練

重複障害	主な訓練内容
てんかん	・筋力増強訓練 ・立ち上がり、歩行訓練
視覚障害	・眼鏡装着の検討 ・環境調整
聴覚障害	・コミュニケーションの代替え（絵カード、筆談など）
うつ病	・精神機能へのアプローチ
大腿骨頭部骨折治癒後	・関節可動域訓練 ・歩行器歩行訓練 ・車椅子調整（足台作製、ロホクッションの空気調整）

※日中活動で集団行動へのアプローチ、音楽活動

※環境設定、日常生活動作訓練を必要に応じて実施。

※咀嚼 - 嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔 - 嚥下体操を実施。

※高齢化している為、認知症の評価とアプローチを併せて実施。

※転倒防止の為、靴の試し履きと購入、靴の管理を行う。

※補装具（保護帽、下肢装具、杖、車椅子）の検討、公費助成申請手続きを行う。

(別紙4)

防 災 計 画

月別	項 目	内 容
4	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各施設の見学を行う。
5	消 防 団 と の 合 同 避 難 訓 練	新潟市西方面隊中野小屋分団に協力を要請し、夜間想定避難訓練を行う。終了後、消防団による放水訓練を見学及び職員間での反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
6	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報危機を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消 火 器 訓 練	消防署や業者に依頼し消火器の使用法の指導受け、消火機を使用した訓練を行う。
8	放 水 訓 練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水 害 避 難 訓 練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を行う。
10	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各施設の見学を行う。
11	消 防 署 と の 総 合 訓 練	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避難誘導訓練を実施する。終了後、消防署員との反省会を開催し防災意識の高揚を図る。
12	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報危機を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
1	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各施設の見学を行う。
2	地震想定避難訓練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を行う。
3	日 中 避 難 訓 練	日中の火災を想定して避難誘導の訓練を行う。
備考	防 災 委 員 会	毎月1回開催し、訓練結果と反省、防災に関する協議を行う。 また、防災についての研修を行い、広く具体的な防災知識の向上とマニュアルの整備に努める。
	ビ デ オ 上 映	防災に関するビデオ等を活用し、意識を深める。
	各 園 見 学	応援要請に備えるため、各園の見学研修を実施する。

(別紙5)

職員研修実施計画

1 施設内研修

区分	実施時期	研修内容	対象職員
新任研修	4月日～日	法人理念、就業規則等	全新採用職員
法人全体研修	年1回	職員研修(専門知識・技術研修)	全職員
法人内部研修	随時	法人の共通テーマ等	全職員
園内研修	随時	専門知識・技術・復命研修等	全職員

2 施設外研修

主催別	区分	研修会名	対象職員
県または 県社協主 権のもの	現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修 ・中堅職員基礎研修 ・中堅職員専門研修 ・指導的職員研修 ・理事長・施設長研修 ・事務職員研修 ・給食関係職員研修 ・看護職員研修 ・課題別研修 ・強度行動障害支援者養成研修 	職務経験2年未満処遇職員 職務経験2年以上処遇職員 職務経験2年以上処遇職員 主任、係長、事務長の役職 理事長・施設長 事務職員 管理栄養士、栄養士 看護職員 3年以上7年未満の生活支援員 当該職員
福祉協会 等のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的障害関係施設職員研究大会 ・北陸地区知的障害関係施設職員研究大会 ・新潟県知的障害者福祉協会全県会員研修 ・地区別会員研修会 ・新潟市知的障がい施設連絡会研修会 ・先進施設視察研修 	全職員

3 その他の研修

区分	期日	内容	対象職員
自主研修	適時	・専門職員に関する全国または地方規模の研修会、講習会、学会等に参加希望があった時、その職務遂行上有効と認められた場合参加させる	全職員
技能講習等	主催者側で 定めた日	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者講習会 ・危険物取扱講習会 ・交通安全管理者講習会 	全職員

2019年度 第2みずほ園 事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がいの虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。

2 事業内容

障害支援区分：区分6～37名、区分5～7名、区分4～7名 平均区分：5.6
予想利用率：施設入所支援 95%、生活介護 93%、短期入所：98%

加算：夜勤職員配置体制加算、重度障害者支援体制加算、療養食加算、送迎加算、食事提供体制加算、人員配置体制加算、福祉専門職配置加算、リハビリテーション加算、常勤看護職員配置等加算、短期利用加算、栄養士配置加算。

職員数：（男性：18名、女性：23名。常勤換算：39.6）、平均年齢：36.5歳

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 生活介護：常時介護を要する障害者に対し、主に昼間において、入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動又は、生産活動の機会を提供する
 - ② 施設入所支援：施設に入所する障害者につき、主として夜間において入浴、排せつ又は食事の介護を提供する
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がいの虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に職員の行動規範自己チェック等を定期的を実施する
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者・家族等の声を傾聴する
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（利用者誕生月を起点に支援計画を作成、6か月ごとの見直しを行う）
 - ② 支援の標準化やマニュアル化「ひやり・ハット」の検討・改善に努める
 - ③ 健康管理及び保健衛生 保健衛生計画（別紙1）
 - ア 定期健診を実施し、嘱託医、関連医療機関との連携により、機能低下や異常の早期発見・早期治療、健康管理に努める
 - イ 医療機関との連携を深め、通院・入院が適切に遂行できるよう努める
 - ウ 日本歯科大学新潟病院内の在宅診療チームによる歯科診療（予約制）を実施し、口腔衛生に努める
 - ④ 行事 行事計画（別紙2）
地域住民等との相互交流を取り入れた行事を実施する
 - ④ 機能訓練 機能訓練計画（別紙3）
医師の診断に基づき、作業療法士による機能維持訓練及び二次的障がいの子に努める

- ⑤ 食事
- ア 栄養ケア計画に沿って適正な食事の提供に努める（栄養ケア計画作成、見直し時期 4 月、7 月、10 月、1 月）
 - イ 食事形態及び治療食など、利用者一人ひとりに合わせた食事の提供に努める
 - ウ 利用者の嗜好と適温に配慮し、複数献立、外注食、行事食等で季節感と変化に富んだ食事の提供に努める
 - エ 給食委託業者と連携しスムーズな業務と衛生管理を徹底し、より安心・安全な食事提供に努める
- ⑦ 防災・安全対策 防災計画(別紙 4)
- ア 各種防災訓練と機器等の整備・点検を行う
 - イ 非常災害発生に備え、非常食、飲料水等必要な物品を備蓄する
 - ウ 新潟市と「災害時要援護者への避難援護の協力」に関する協定を締結し、災害時における地域住民への援護協力を行う
 - エ 「火災一斉メールシステム」を活用する
 - オ 防犯カメラを設置し、不審者の可視化を図り防犯に努める
- ⑧ 所持金の管理
- 「所持金等の管理に関する合意書」に基づき、利用者の希望及び能力に応じた管理体制の下、安全かつ適切な所持金の管理に努める。
- ⑨ 施設環境整備
- ア 居室エアコン、パッケージエアコン 599,880 円
 - イ 居室スチールドア入替工事 2 枚 500,000 円
 - ウ 中間浴機チェア購入 1,069,200 円
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と心のバリアフリーの促進に努めます。
- ① ボランティアを計画的に受入れる
 - ③ 利用者の理解と協力を得て、実習生を計画的に受入れる
 - ③ 地元の保育園、小・中学校との交流を深める
 - ④ 地域行事等に参加し交流を深める
 - ⑤ 補導委託制度に基づく「補導委託先」を受諾する
- (6) 職員の専門性の向上に努め、腰痛・メンタルケア対策の推進を図ります。
- ① 施設内研修の充実、各種会議・研修会への参加を推進する 職員研修実施計画
 - ② 介護福祉士・社会福祉士等、各種資格取得を推進する (別紙 5)
 - ③ 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスクエアを図る
 - ④ 業務の見直しや福祉機器の導入により、職員の腰痛対策を図る
- (7) 家族、成年後見人等との連携を図ります。
- 家族、成年後見人等との情報交換に努める

(別紙1)

保健衛生計画

月	保健行事	実施項目	備考
4	腸内細菌検査 (全職員)	衣類の調整 手すり拭き励行	・ 害虫駆除
5	胸部レントゲン (利用者) 内科検診・尿検査 (利用者)		
6	健康診断(全職員)		
7	夏の健康管理	室温調整 園内清掃 手すり拭き励行	・ 害虫駆除 ・ 水分を十分に摂る
8	夏の健康管理		
9	歯科検診 (利用者)		
10	腸内細菌検査 (全職員) 肺炎予防球菌予防接種 (65 歳以上)	うがい、手洗い励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 手すり拭き励行	・ インフルエンザ 風邪予防 ・ ノロウイルス予防 ・ 咳エチケット
11	インフルエンザ予防接種 (利用者、職員) 常時服薬者血液検査 (利用者)		
12	冬の健康管理 内科検診・尿検査 (利用者) 健康診断(直接処遇職員)		
1	冬の健康管理		
2	冬の健康管理	うがい、手洗い励行 室温調整、加湿、換気 衣類の調整 手すり拭き励行	・ インフルエンザ 風邪予防 ・ ノロウイルス予防 ・ 咳エチケット
3	冬の健康管理		
備考	・ 在宅診療チームによる 歯科診療(毎週 1 回)新潟みずほ園 歯科診療室 ・ バイタルチェック(体重測定、血圧測定)毎月 1 回 ・ 歯磨きの励行に努める ・ 腰痛対策に努める		

(別紙2)

行事計画

月	行 事 名		
	上 旬	中 旬	下 旬
4			
5			
6			
7		下越地区オセロ交流会 (県身協) 日 ()	第2みずほ園納涼会
8			
9			みずほ福祉会まつり 30日(日) 新潟みずほ園当番
10	下越地区スポーツ交流会 (県身協)	中野小屋地区親子三代 ふれあい会	
11			
12			利用者忘年会
1		利用者新年会	
2			
3			

※ 25周年記念昼食会…5月に予定

※ 非常食を炊き出し形式で提供していく。

※ 行事食等

次の国民主要行事等には、それにちなんだ食事を提供する。

- ・5月5日(日) 端午の節句 ・7月7日(日) 七夕 ・7月27日(土) 土用丑の日
- ・9月1日(土) 防災の日(非常食) ・9月17日(月) 敬老の日
- ・9月23日(月) 秋彼岸 ・12月22日(日) 冬至
- ・12月24日(火) クリスマスイヴ ・12月31日(火) 大晦日
- ・1月1日(水) 元旦 ・1月7日(火) 七草 ・2月3日(月) 節分
- ・3月3日(火) 桃の節句 ・3月20日(金) 春彼岸

(別紙3)

機能訓練計画

疾患別	主な訓練内容
脳性麻痺	・関節可動域訓練 ・ストレッチ ・臥位、座位時のポジショニング
知的障害	・行動分析法 ・認知機能訓練 ・コミュニケーション訓練
脳血管障害 頭部外傷	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練 ・歩行訓練
低酸素脳症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立位、歩行訓練
小頭症	・関節可動域訓練 ・臥位、車椅子座位でのポジショニング
<整形疾患> ・頸椎性脊椎症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
<遺伝性疾患> ・筋ジストロフィー ・レックリングハウゼン症候群	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練 ・立ち上がり訓練 ・移乗動作訓練
<神経変性疾患> ・SCD (脊髄小脳変性症) ・パーキンソン症候群 ・亜急性連合性脊髄変性症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
廃用性筋萎縮	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
髄膜炎後遺症	・関節可動域訓練 ・ポジショニング
多発性硬化症	・関節可動域訓練 ・筋力維持強化訓練
HHE症候群 (てんかん)	・関節可動域訓練 ・筋力維持訓練
<精神疾患> ・うつ病 ・統合失調症	・リラクゼーション訓練 ・創作活動訓練

※機能に合わせたADL訓練（環境設定）を実施

※全体的に高齢となっており、認知症の予防訓練も必要に応じて実施（個別・集団にて対応）

※補装具・日常生活用具の検討、公費助成申請手続き

※咀嚼・嚥下機能維持向上、誤嚥性肺炎予防の為、口周囲筋マッサージ、口腔・嚥下体操を実施

(別紙4)

防 災 計 画

月	訓練種別	内 容
4	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とする。
5	消 防 団 と の 合 同 夜 間 想 定 避 難 訓 練	新潟市消防団西方面隊中野小屋分団に協力を要請し、夜間 想定避難訓練を実施する。終了後、消防団による放水訓練の 見学及び消防団との反省会を開き、防災意識の高揚を図る。
6	通 報 ・ 連 絡 訓 練	通報機器を使用した通報訓練・職員間の連絡訓練を行う。
7	消 火 器 訓 練	業者に依頼し水消火器の使用法の指導受け、水消火機を 使用した訓練を行う。
8	放 水 訓 練	屋内消火栓を使用した放水訓練を行い、放水手順を学ぶ。
9	水 害 想 定 避 難 訓 練	日中の水害を想定し、避難誘導の訓練を行う。
10	防 災 研 修	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。 応援時に必要な構造の把握を目的とし、各園の見学を行う。
11	消 防 署 と の 総 合 避 難 訓 練	新潟西消防署赤塚出張所の立会いを求め、日中出火想定避 難誘導訓練を行う。終了後、消防署員との反省会を開き、防 災意識の高揚を図る。
12	通 報 ・ 連 絡 訓 練	防災基本事項・機器の使用方法等の指導・確認を行う。
1	防 災 研 修	防災に関する映像を上映し、防災意識の向上に努める。
2	地 震 想 定 避 難 訓 練	日中の地震を想定し、避難誘導の訓練を実施する。
3	消 火 器 訓 練	消防署より水消火器を借用し、消火訓練を実施する。
備 考	・防災委員会：毎月1回開催 ・各園の応援研修(避難経路や応援時の対応を学ぶ) ・必要に応じ訓練の変更、追加を行う。	

(別紙5)

職員研修実施計画

1 施設内研修

区分	実施時期	研修内容	対象職員
法人新人職員研修	4月 日～ 日	法人の理念(就業規則について)	全新採用職員
法人全体研修	年1回	職員研修(専門知識・技術研修)	全職員
法人内部研修	随時	法人の共通テーマ等	全職員
内部研修	年間計画	専門知識・技術研修・復命研修等	全職員

2 施設外研修

主催別	区分	研修会名	参加者等
新潟県社会福祉協議会	現任研修	<ul style="list-style-type: none">・新任職員研修・中堅職員基礎研修・中堅職員専門研修・指導的職員研修・職場研修担当者研修会・理事長、施設長会議・事務職員研修・看護職員研修・課題別研修	<ul style="list-style-type: none">・職務経験2年未満処遇職員・職務経験2年以上処遇職員・職務経験5年以上処遇職員・主任、係長、事務長役職・職場研修担当者・理事長、施設長・施設事務職員・施設看護職員・施設職員等
身体障害者施設協議会等のもの	専門研修	<ul style="list-style-type: none">・第43回全国身体障害者施設協議会研究大会・第40回関東・甲信越地区身体障害者施設職員研修大会・新潟県身体障害者施設協議会職員研修会	全職員

3 その他の研修

区分	期日	内容	参加者等
自主研修	適時	・専門職員に関する全国または地方規模の研修会、講習会、学会等に参加希望があった時、その職務遂行上有効と認められた場合参加させる	全職員 (若干名)
技能講習会等	主催者側で決めた日	<ul style="list-style-type: none">・防火管理者・危険物取扱講習会・交通安全管理者講習会	全職員 (若干名)

2019年度 工房はたや事業計画

1 運営方針

- (1) 効率的な予算執行と経営の安定に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と、心のバリアフリーの促進に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
- (7) 地元西川地域の一員として、主体的に地域福祉の向上・増進に努めます。
- (8) 主力商品である豆腐関連製品の売上が増えるよう努め、利用者の給料向上を目指します。

2 事業内容

予想利用率：就労継続支援B型 106% 自立訓練（生活訓練）70%
加算：福祉専門職員配置等加算、施設外就労加算、重度者支援体制加算、
目標工賃達成指導員配置加算、送迎加算、処遇改善加算

職員数：男性3人、女性5人 常勤換算数 7.7人、平均年齢：36.75歳

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、適正な事業運営に努めます。
 - ① 就労継続支援B型
 - ② 自立訓練（生活訓練）
 - ③ 日中一時支援
- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
 - ① 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」の復唱を継続し人権意識の高揚を図る
 - ② 「倫理委員会」を中心に、職員個々が目標を設定し、倫理を意識した支援に努める
 - ③ 苦情解決体制の周知を行い、利用者の声の傾聴に努める
 - ④ 障害者虐待防止法により委員会を設置し、人権の尊重に努める
- (3) 利用者一人ひとりのニーズを尊重し、サービス向上と良質な支援に努めます。
 - ① 個別支援計画の実践に努める（就労継続支援B型は6か月ごと、自立訓練〈生活訓練〉は3か月ごとの見直しを行う）
 - ② 各種マニュアル、安全対策の周知徹底に努める
 - ③ 就労継続支援B型
 - ア 自主製品・授産作業を通じて、作業意欲や作業態度・一般社会のルールの理解向上を図り、就労に適応できる体力・精神を支援する

- イ 基礎的な技術や技能を高める
- ウ 作業を通じて、人間関係を育て社会性を高める
- エ 作業種目
 - ・自主製品作業（豆腐製造販売）
 - ・授産作業（封筒・箱作り、セット包装、縫製裁断、資源回収など）
 - ・仕入れ商品販売（まめてん、黒麻婆、大豆珈琲、日用品など）
 - ・法人内の委託作業（除草、清掃、日用品の配達・在庫確認など）
 - ・施設外就労（園芸作業）
 - ・出張販売活動（日々の配達・販売、地域の祭・イベントなど）
- オ 障がい者関連法規・新潟県工賃向上計画に基づいた利用者給料向上に努める
- ④ 自立訓練（生活訓練）
 - ア 日中活動を通して日常生活能力の基礎を身につけ、維持、向上、心身の安定を目指す
 - イ 居宅において自立した生活を営むための調理や掃除、洗濯等の支援をする
 - ウ 生活等に関する相談、助言その他必要な支援をする
 - エ 社会生活を営む上で必要となる対人関係や金銭管理、健康管理、身だしなみ、体力づくり等の支援をする
 - オ 施設内外の作業活動を通じ社会性や協調性を高め、自立を支援する
 - カ 必要に応じて家庭訪問を行い、生活の自立に向けて支援する
- ⑤ 行事
 - ア 利用者の意見を取入れながら、様々なプログラムの提供に努める
 - イ 社会体験活動の重要な柱として日帰り旅行を実施する
 - ウ 土日祝祭日の開所日には、レクリエーションや外出などを取入れ余暇の充実を図ることにより働く意欲を高める
- ⑥ 保健衛生
 - ア 利用者一人ひとりの健康状態の的確な把握及び維持に努める
 - イ 日常的に手洗い・うがい励行など感染予防に努める
 - ウ 感染症の発生時には、消毒や閉所など適切な対応をする
 - エ 毎月1回の体重測定を実施する
- ⑦ 防災・安全対策
 - ア 火災の予防に努めるとともに、風水害を含めた防災計画を策定し、これに基づき利用者および職員に対し、年に2回、防災訓練を実施する
 - イ 施設セキュリティシステムの契約により、防犯・防火対策をする
- ⑧ 家族等との連携
 - 家族・成年後見人との情報交換により、利用者の支援体制を図る
- ⑨ 施設環境整備

施設内の整理整頓を心がけ、安全に気持ち良く作業や活動を行える環境を提供するため、日々の安全点検に努め、安全対策を行う

- (4) 在宅障がい者（児）の福祉増進に努めます。
 - ① 日中一時支援事業（高校生以上、定員2名）
 - ② 体験事業（職員同伴の中学生）
 - ③ 特別支援学校中学部・高等部生徒の現場実習
- (5) 次世代を担う良質なマンパワーの育成と、心のバリアフリーの促進に努めます。
 - ① 実習生（大学・短大・専門学校）を計画的に受け入れる
 - ② ボランティアを積極的に受け入れる
 - ③ 地元の保育園・小・中・高等学校、特別支援学校との交流を深める
 - ④ 西川地区や西蒲区、近隣市区のイベントや会議・研修に参加し連携に努める
 - ⑤ 地元地域の活動（クリーン活動・商工会など）に積極的に参加する
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
 - ① 各種研修会への参加
全国社会福祉協議会、新潟県社会福祉協議会、新潟県社会就労センター連絡協議会、新潟県知的障害者福祉協会、新潟市知的障がい施設連絡会、新潟市作業所連絡会議、西川商工会、その他、職務に有効な研修に積極的に参加する
 - ② 衛生委員会を設け、職員のメンタルヘルスカケアを図る
- (7) 地元西川地域の一員として、主体的に地域福祉の向上・増進に努めます。
- (8) 主力商品である豆腐関連製品の売上が増えるよう努め、利用者の給料向上を目指します。

(別紙) 行事・イベント(出店)計画

月	行 事	イベント(出店関係)
4	花見	桜まつり(西川)
5		
6		かとうふぁーむ感謝祭(赤塚) 緑の音楽祭(西川) みのり園レクリエーション交流会
7	はたやまつり	百縁市(西川)
8	そうめん流し	西川まつり
9	日帰り旅行 みずほ福祉会まつり	
10		時代激まつり(西川) 佐潟荘病院祭 西蒲中央病院みさと祭 あすなろまつり(あすなろ福祉園)
11		文化祭(曾根小学校) 手まり祭(西蒲高等特別支援学校) 西っ子文化祭(西特別支援学校) バレット周年祭
12	忘年会	かもん!カモねぎまつり(潟東)
1	新年会・初詣	すなやま祭(附属特別支援学校)
2		西区ふれあい・ふゆまつり(西区) わんぱく芸術祭(西川: 鑑郷保育園)
3		

※毎月12日は「とうふの日」

2019年度 障がい者（児）生活支援センターわぁ〜らく 事業計画

1 運営方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び関係法令を遵守し、適正な事業運営に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者の個性を尊重し、自立した生活を営めるよう支援に努めます。
- (4) 関係機関との連携を図り、地域の社会資源として誠実な対応に努めます。
- (5) 相談支援における専門性の向上に努めます。
- (6) 職員の能力が発揮できるよう職場環境の向上に努めます。

2 事業内容

管理者兼相談支援専門員1名、相談支援専門員3名、計4名で、(1)(2)(3)-②の業務を行う。

(1) 指定特定相談事業・指定障害児相談支援事業

① 計画相談支援 [想定数 760件]

- ・サービス支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画（以下「計画」）案を作成する。
- ・支給決定または変更後、サービス事業所等との連絡調整、計画の作成。
- ・サービス支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しをする。（モニタリング）
- ・サービス事業所等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の支援を行う。

② 基本相談支援

- ・障がい者（児）および保護者または介護者等からの相談に対応する。

(2) 指定一般相談事業

① 地域移行支援 [想定数 2件]

- ・障がい者支援施設に入所しているまたは精神科に入院している障がい者に対し、住居の確保など地域生活に移行するために必要な支援を行う。

② 地域定着支援 [想定数 2件]

- ・自宅で単身生活する方等に対して常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行う。

(3) 市町村事業受託

① 「新潟市障がい者基幹相談支援センター西」代表法人受託。相談員2名、事務員兼相談員補助1名出向。

② 障がい支援区分認定調査員 契約受託先：新潟市、他

3 地域のセーフティネット形成活動

新潟市障がい者地域自立支援協議会、西蒲区障がい者地域自立支援協議会に係る会議、班活動等への参加。その他、必要な会合への参加。

2019年度 檜の木 事業計画

1 運営方針

- (1) グループホームの適正な事業運営に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) バックアップ施設との連携を図りながら、利用者ニーズ・ご意向の傾聴による個別支援計画の作成と、ニーズの実現に努め、適切な支援を確保します。
- (4) 利用者にとって、居心地のよい居住の場となるよう、安全で快適な生活環境の整備に努めます。
- (5) 地域との交流を図り、連携に努めます。
- (6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。

2 事業内容

共同生活援助

障害支援区分：区分6～5名、区分5～4名、区分4～7名、区分3～15名
区分2～3名、区分1以下～4名 平均区分3.5

予想利用率96.4%

加算：夜間支援体制加算Ⅱ、日中支援加算Ⅰ、医療連携体制加算Ⅴ、
福祉専門職員配置加算、処遇改善加算

職員数：(男性3名、女性26名 常勤換算数生活支援員4.1 世話人8.0)、
実配置：管理者1、サービス管理責任者2(専従1、兼務1)、生活支援員5、
世話人 断続的労働18、昼勤務6 計24 平均年齢58歳

個別支援計画

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、適正な事業運営に努めます。

① 共同生活援助事業

- (2) 利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。

① 利用者の尊厳と権利を擁護するとともに、自己選択・自己決定を尊重し、エンパワメントの向上を目指した支援の実践に努める。

② 利用者の個人情報の重要性を確認し、個人情報の保護を図る。

- (3) バックアップ施設との連携を図りながら、適切な支援を確保します。

① 自立生活支援

ア 自分らしく暮らすことができるよう、利用者一人ひとりのご意向とニーズを尊重した支援計画の遂行と、解決すべき課題に即した支援に努める。

イ 地域住民の一人として責任ある行動をとり、地域から信頼と協力が得られるよう支援する。

② 行事

誕生会や、季節ごとの行事である七夕、節分、ひな祭り、忘年会や新年会等には、行事食を提供したり、外食の日を設ける等、利用者の嗜好や希望を取り入れ生活に潤いと季節感が感じられるよう努める。

③ 健康管理

ア 毎月の体重測定・血圧測定や定期検診を実施するとともに、健康状態の的確な把握に努め、疾病の早期発見・早期治療に努める。

イ 希望者には、インフルエンザ予防接種を実施しインフルエンザ予防に努める。

ウ 看護師体制を充実させ日常的な健康管理、医療ニーズへの適正な対応をします。

④ 食事の提供

ア 利用者の健康状態を考慮し、疾病予防と健康増進を図れるよう、油分、塩分を抑えた食事を美味しく食べやすく提供する。

イ 食事が美味しく楽しく食べられるような環境整備、雰囲気づくりに努める。

ウ 衛生管理に留意し、安全な食事を提供する。

(4) 安全で快適な生活環境の整備に努めます。

① 防災・安全対策

ア 消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

イ 年に2回、防災避難訓練を実施し、安全対策、地域との連携を図る。

ウ 新潟市に「災害時要援護者登録」を行い、災害時における地域住民への援護協力を実施する。

(5) 地域との交流を図り、連携に努めます。

日頃より、地域の祭り、地域防災訓練への参加などを通して、近隣住民との交流を図り、障がい者理解に努める。

(6) 職員の専門性の向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。

① 職員の資質向上のため、各種の研修会への参加を推進し自己研鑽に努める。
世話人研修会への参加（年1回）

② 職員のメンタルヘルスケアを図る。

(7) 家族等との連携に努めます。

家族、成年後見人との情報交換により、利用者の情緒安定を図ります。

(8) 施設環境整備

2019年度 年間計画

月	内 容	備 考
4	春まつり（西川地区）	誕生会～利用者の誕生日 体重・血圧測定～毎月 職員・世話人腸内細菌検査 ～年2回 年8回 行事食（4，7，9 1 1、12、1，2，3月）
5	通報訓練	
6	みずき野地域一斉清掃、防災訓練 避難訓練	
7	七夕 消火訓練	
8	西川まつり（西川地域） みずき野夏まつり 基本健診	
9	法人福祉会まつり 避難訓練	
10	西川地域自主防災訓練	
11	世話人研修会	
12	クリスマス・忘年会	
1	新年会	
2	節分	
3	ひな祭り	

2019年度 西川まちなかさろん 事業計画

1 運営方針

- (1) 新潟市の補助事業として、新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例を遵守し、適正な運営に努めます。
- (2) 「新潟みずほ福祉社会職員倫理綱領」に基づき、利用者の人権を尊重し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。
- (3) 利用者の個性を尊重し、サービスの向上と良質な支援に努めます。
- (4) 地域や関係機関等と連携し、地域活性化と心のバリアフリーの推進に努めます。

2 事業概要

- (1) 新潟市地域活動支援センター事業補助金交付要綱の補助基準による一日平均10名
- (2) 職員数：(男 0名、女 3名 常勤換算数3)、平均年齢 45歳

3 事業内容

- (1) 活動を通じて、個々のスキル向上と社会参加に努める。
 - ① 軽作業
 - ② 創作活動
 - ③ 個別活動(手芸等)
 - ④ 地域貢献活動(傘ぼこ人形作り、美化活動等)
- (2) 事業所内外の活動を通じて、社会性や協調性を高め、自立支援に努める。
 - ① 行事
季節感を感じられるイベント等の提供
グループ外出(社会見学)
 - ② 保健衛生
利用者一人ひとりの健康状態の把握と身体機能の維持
 - ③ 相談・助言
日常生活における不安や悩み等を相談しやすい環境作り
- (3) 地域や関係機関と連携し、地域活性化と心のバリアフリーの推進に努める。
 - ① 商店街の憩いの場として活動する(喫茶、ギャラリー)
 - ② 地元開催の祭りやイベント時等、必要により店舗を解放する
 - ③ 地域の保育園や学校、その他各種団体との交流・連携を図る
 - ④ 地域のイベントや行事等に参加し、障がい者に対する理解を図る
- (4) 情報等を共有し、透明性に努める。
苦情解決体制の周知を図り、適正な運営を行う
- (5) 安全・安心に活動できる環境整備に努める
防災訓練等の実施

2019年度 みつと事業計画

1 運営方針

- (1) 利用者（児）が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (2) 適切な管理運営に努めます。
- (3) 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供します。

2 事業内容

居宅介護、同行援護、行動援護、移動支援、福祉有償運送

職員数：（男性3名、女性2名 常勤換算数：2.2名）、平均年齢 38.9歳

- (1) 利用者（児）が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援します。
利用者または家族に対して適切な相談及び助言を行う
- (2) 適切な管理運営に努めます。
地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、社会地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める
- (3) 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供します。
 - ① サービス提供方法などを丁寧に理解しやすく説明に努める
 - ② 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術による支援に努める

3 重点事項

- (1) 居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援の支援内容の充実を図ります。
- (2) 他事業所、関係機関との連携に努めます。
- (3) 安全な運転を心がけます。

